（法　第２８条関係）

令和６年度　事業報告書

（令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで）

特定非営利活動法人スケッチブック

１　事業の成果

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに定める生活介護、共同生活援助事業の提供を重点に活動を実施。その他、市町村委託事業として地域生活支援事業に定める日中一時支援事業を実施。
（委託市町村：本宮市・二本松市・郡山市）

また、今年度では生活介護事業所マカロンにおいて、自転車等機械振興事業に関する補助金を活用した機械浴槽の整備を実施。

SDGs 関連整備として、CARBONIX 温室効果ガス排出量の可視化体制の整備を実施。

ICT 関連整備として、総務人事及び労務管理すべてにおける電子システムの整備、電子納税及びキャッシュレス化の体制整備を実施。

その他、前年度に引き続き労働環境の改善を推進するため WLB（ワークライフバランス）推進チームの活動や他法人（社会福祉法人ほっと福祉記念会、特定非営利活動法人オハナ・おうえんじゃー）との連携を継続。

また、障がい者フライングディスクスポーツ及び不登校・ヤングケアラーなど子ども若者を支援している団体への活動支援を実施。

次年度においては、引き続き働く環境の整備に重点を置き、スタッフのメンタルヘルスケア及び会社診断等の体制を整備していくとともに、日々の通所サービスの質の向上及び働く環境の整備を目指していくとともに、地域課題の解決に起因できる新たな運営への転換を目指していきたい。

２　事業の実施に関する事項

（1）　特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数
障害福祉サービス（クレヨン）	･生活介護	R6.4.1～R7.3.31	本宮市仁井田	17 名（常勤･兼務）	生活介護 23 名 日中一時　６名
障害福祉サービス（マカロン）	･生活介護 ･日中一時支援	R6.4.1～R7.3.31	本宮市鳴瀬	17 名（常勤･兼務）	生活介護 26 名 日中一時　９名
障害福祉サービス（じぶんち）	･共同生活援助	R6.4.1～R7.3.31	本宮市関下	13 名（常勤･兼務）	共同生活　４名